

# 平成22年度 税制改正に関する要望

平成21年9月

社団法人 全国建設業協会

## 平成 22 年度の税制改正に関する要望

社団法人 全国建設業協会  
会長 浅沼健一

平素は、建設業界に対し、一方ならぬご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

昨秋からの世界同時不況によって、民間の建設投資が急激に縮小する中、緊急経済対策が多少の効果を見せているものの、私ども建設業界においては、長年の公共投資の削減に伴う受注減少と競争激化によって、地域経済と雇用を支えてきた有力・老舗といわれる建設企業をはじめ、多くの建設企業が、倒産・廃業に追い込まれるなど、かつてない厳しい状況が続いています。

このような中、私ども建設業界は、頻繁する集中豪雨や大地震等、災害時における応急・復旧活動の中核的な存在として、国民の生活に欠かすことの出来ない大きな役割を担って参りました。

このような重要な役割を果たしている建設企業が、健全で安定した経営を行い、引き続き、国の発展と地域の安全を守る存在であり続けるためにも、必要な税制上の措置は欠かすことができません。

つきましては、ここに平成 22 年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒、実現いただきますようお願い申し上げます。

# 要望事項 目次

## 経営改善に関する税制

- 1．工事請負契約書に係る印紙税の課税廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2．工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化・・・・・・・・ 1
- 3．設置期間1年未満の建設現場における現場事務所について、  
法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外・・・・・・・・ 1
- 4．法人住民税均等割額の損金算入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5．個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の形式基準による  
繰入限度額の引き上げ、及び中小企業者等の特例における一括評価  
金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額である法定繰入率の引き上げ・・・・・・・・ 2
- 6．住宅建設・売買に関わる消費税の非課税・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 7．外形標準課税の申告手続きの簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 8．工事損失引当金の損金算入・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 9．中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却  
及び法人税額の特別控除に係る適用期限の延長・・・・・・・・ 3
- 10．中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得に係る  
損金算入特例の適用期限の延長・・・・・・・・ 3
- 11．中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の適用・・・・・・・・ 3

## 社会資本整備に関する税制

- 12．P F I事業に関する税制の創設等・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

# 経営改善に関する税制

## 1．工事請負契約書に係る印紙税の課税廃止

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものであるが、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、同時に多額の印紙税負担を求められている。

さらに、建設業の特徴として、重層請負構造を形成しており、各階層間で締結する工事請負契約書にも課税されていることから、多重課税と認識される。

昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は不課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くものである。

また、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書は課税されておらず、国際競争力を確保する観点からも是正すべきである。

このような建設業界にとって不利である工事請負契約書に係る印紙税を速やかに廃止していただきたい。

## 2．工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化

近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるが、一定の基準に基づかない支払い等は、交際費等と認定され、損金算入が認められないことが多い。

近隣対策費は、工事を円滑に施工するための必要経費であり、交際費とは異なる費用である。

必要経費と認められる近隣対策費及び課税対象となる支出の区分を明確に示し、具体例を示す等の措置を講じていただきたい。

## 3．設置期間1年未満の建設現場における現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

建設現場における現場事務所は、常設的な店舗や事務所と違い、工事期間だけに一時的に設置される仮設の性格のもので、建設現場ごとに随時設置しており、これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べ建設業に著しく不利な税制となっている。建設現場における仮設現場事務所の設置期間が1年を超えないものは、課税対象から除外していただきたい。

#### 4．法人住民税均等割額の損金算入

事業税外形標準課税や固定資産税等、所得を課税標準としていない税金については全て損金算入とされているのに対して地方税の均等割額のみ損金不算入となることは不合理である。均等割額は明らかに事業所等の維持のための固定的経費であり損金に算入していただきたい。

#### 5．個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の形式基準による繰入限度額の引き上げ、及び中小企業者等の特例における一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額である法定繰入率の引き上げ

一般的に会社更生、民事再生、破産による配当率は著しく低いことから、個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の繰入率については、現行の形式基準を70%～80%程度に引き上げていただきたい。

また、中小企業者等に特例として認められている一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の法定繰入率について、建設業者・不動産業者の倒産が相次いでいる昨今の状況を鑑み、現在、その他の事業に区分され1000分の6とされている建設業の法定繰入率を引き上げていただきたい。

#### 6．住宅建設・売買に関わる消費税の非課税

住宅は、消費するものではなく、生活必需品であると考えられるため、欧米においては、非課税としている国も多い。

長期的に見て、世界的に鋼材等の建設資材や原油など燃料の価格の上昇が見込まれることや特定住宅瑕疵担保履行法による施工者等の資力確保措置の義務化に伴う費用など、住宅建設にかかるコストは確実にアップする方向にあり、住宅購入者の負担は増えることとなる。

住宅の新築・増改築や売買に関わる消費税については非課税とする措置を講じていただきたい。

#### 7．外形標準課税の申告手続きの簡素化

法人事業税の外形標準課税制度において、申告書類の作成には、多大な事務負担が生じている。特に付加価値割の計算において、JV（共同企業体）における報酬給与額等の計算方法や明細書類については、煩雑な作業等が必要となることから、申告手続きの簡素化を図っていただきたい。

## 8．工事損失引当金の損金算入

工事契約に関する会計基準の変更に伴い、税法に関しても会計基準に合わせて、赤字工事にも工事進行基準が認められる等の改正が行われてきているものの、工事損失引当金の損金算入については、依然、認められていない。

会計基準の要件に従い計上した工事損失引当金においては、企業が恣意的に計上するものではないため、税法に関しても損金算入を認めていただきたい。

## 9．中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却及び法人税額の特別控除に係る適用期限の延長

近年、自然災害が各地で発生し、道路、河川や鉄道、住宅などに甚大な被害をもたらしている。特に建設業界は、地方自治体等と災害協定を締結しており、災害発生時に地元の中小建設企業が機械類を保有していなければ、迅速な応急復旧活動が困難となる。国民の生命・財産を守る上でも、中小建設企業の機械類の調達を促進するような税制上の優遇措置の延長をしていただきたい。

## 10．中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得に係る損金算入特例の適用期限の延長

中小建設企業において、事務作業は未だに手作業が中心であり、業界の近代化には電算化等の合理化が不可欠である。

中小建設企業の設備投資促進及び事務の簡素化に資するものであるため、適用期限の延長をしていただきたい。

## 11．中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の適用

昨年度の税制改正によって、中小企業者等については、欠損金の繰戻し還付制度の適用停止措置の解除がなされたが、今後、中小企業者等以外の法人について、適用停止措置の期間延長がなされた場合においても、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小企業者等については、永続的に適用をしていただきたい。

# 社会資本整備に関する税制

## 12. P F I 事業に関する税制の創設等

1. B O T 方式による P F I の事業契約期間が減価償却資産の法定耐用年数より短くなる場合は、未償却資産残高が残ることとなるため、契約期間を考慮した減価償却制度を導入していただきたい。
2. P F I 事業における建築物の修繕に備えるため、事業期間中は非課税となる修繕引当金の損金算入制度を創設していただきたい。
3. P F I 事業では、B O T 方式と B T O 方式といった事業方式の違いにより税負担が異なる。今後 P F I 事業をより一層推進していくためには本法に基づく事業に係る地方税（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）については、現行の特例措置（課税標準を2分の1に減免）ではなく、非課税としていただきたい。